

【大会校企画シンポジウム】

生活不安定層への新たなセーフティネットとしての居住支援の現状と課題

大阪人間科学大学 石川 久仁子

キーワード：居住支援 住宅セーフティネット制度 福祉と住宅との協働

はじめ

報告者は、在日コリアン集住地や被差別部落、寄せ場における地域福祉に関心をもち、京都・東九条において研究・実践をおこなってきた。そして、マイノリティが特に住まいの問題を抱えやすいこと、取り組むべき生活課題の根底にある住まい・居住環境の問題に気づき、「住まいは人権、福祉の基礎」という居住福祉思想に出会った。しかし、誰もが安心して、自分らしく暮らす社会をめざす目指す地域福祉研究において、また社会福祉学においても住まいや生活環境の改善はどれだけ意識されてきたのだろうか。

1. 居住支援は新たなセーフティネットなのか

居住支援とは、その時代時代の居住困窮とこれに対応しようとした実践とこれに関わる政策が、交わり合ったものであるが、実践と政策がどこまでかみ合っているのか。居住困窮そのものは古くから存在、戦後の福祉政策としては生活困窮者、低所得層のセーフティネットとしては社会福祉施設と生活保護制度が、住宅政策としては公営住宅がその役割を果たしてきたが、ホームレス問題など実際にはこれらが対応できない課題が今世紀にかけて山積していった。そして、住宅政策と福祉政策との狭間に陥った人々に対応した、支援付き住宅、生活支援を伴う連帯保証、伴走支援といったそれまでにない新しいタイプの実践モデルが生み出したのは、民間非営利支援団体だったのではないか。これらはセーフティネットというよりも、公的保障を求めるソーシャルアクションであり、2017年の改正住宅セーフティネット法によって誕生した居住支援法人の業務である①登録住宅の入居者への家賃債務保証、②円滑な入居に係る情報提供・相談、③見守りなどの生活支援の原型をつくったといえる（石川 2019）。

2. 住宅セーフティネット法の功

一方、居住支援という言葉を幅広くにひろめた立役者は住宅セーフティネット法であろう。「大家が住宅確保要配慮者に提供する住宅を増やす住宅供給者側の法制度」（岡本 2018）、「民間市場で適正な住宅を確保できない人々を『民間市場』で支援しようとしているところに矛盾があり限界」（中島 2021）との厳しい指摘はあるもの、功もある。①福祉領域において高齢・障害分野などの縦割りでとらえられていた住まいの問題を包括的にとらえる機会をつくったこと、②住宅領域と福祉領域が協働する複数の仕組みをつくったこと、特に 2017 年の改正により居住支援法人制度の創設によって居住支援の担い手を増やしたことは間違いない。報告者は、住宅セーフティネット法制定以前より、ホームレス支援や精神病院からの地域移行、出所者支援など多様な経緯から居住困窮に陥る人々を支援してきた 15 の民間支援団体が加盟する一般社団法人居住支援全国ネットワークの理事を務めているが、1 団体を除き 14 団体は居住支援法人の指定をうけ、それぞれの地域で居住

支援ネットワークの核となっている。

3. 当事者からみた居住支援

居住支援は実践にしても政策にしても、発展途上にあり、各方面からの議論が必要だ。議論にあたり、最も重要なのは居住支援をうけた当事者の視点からの検討ではないだろうか。2022年、居住支援全国ネットワークでは加盟団体などの14の支援団体の被支援者134人に対してアンケート調査を行ったが、いくつかの知見のなかから2つ紹介したい。

まず、全回答者のうち4割弱がシェルターを経験、現在の居住支援団体につながる以前に、ホームレス状態や不安定居住、福祉施設等との間を行き来していると推測された。これは、居住支援にあたっては、居住困窮の状態から直接民間賃貸住宅等の一般住宅を確保する流れだけではなく、シェルターや従来からのセーフティネットである福祉施設・更生保護施設等における支援のあり方やそれらと民間賃貸住宅の住居確保との連関を考える必要があるということだ。2つめは生活満足度については、定期的な訪問の有無や種類、社会活動への参加よりも、防音、設備、家賃、立地などの条件が整っている物件の満足度が強く影響していることである。健康で文化的、かつ低家賃で入居しやすい住宅がすべての地域で求められていることだ。福祉の側から住宅を問う必要があるのではないか。

4. 居住支援の課題

居住困窮は一部の人の問題ではなく、日本社会全体が抱えた課題である。人々の生活の中に埋め込まれた社会の不条理（居住困窮）の解消、すなわち尊厳の回復と福祉コミュニティの形成はソーシャルワーカーの使命である。最後に2024年の生活困窮者自立支援法と住宅セーフティネット法の同時改定を踏まえ、今後検討すべき課題を3つほどあげたい。

まず、住まいの確保およびその質を確保するためには居住保障の増強、特に経済的サポートの検討が必要だ。2017年の住宅セーフティネット法において、家賃低廉化制度が創設されたが、実施率があまりに低かった。コロナ禍を経て、各支援団体が家賃補助制度の必要性を訴えたが、2024年改正で新設されたのは家賃の低廉な住宅への転居支援だけであった。改めて家賃補助制度や経済的サポートの必要性やその効果をしめす研究が必要とされている。

2つめは相談支援体制の強化である。改正生活困窮者自立支援法において自立相談支援機関での属性を問わない住まい相談窓口の設置がしめされているが、設置が努力義務化された市町村居住支援協議会とどのように連動させるのか、地域福祉・高齢など既存の相談窓口とどのように接合させるのか、市町村単位での居住支援ネットワーク構築モデルの検討が必要だろう。

3つめはまちづくりとしての居住支援の展開である。個別な相談支援に加え、①当事者同士、当事者と住民とのつながりづくり、②居住困窮の現状の把握や学習、啓発③関係者の研修、④新たな居住支援資源の開発が必要だ。これは、コミュニティワークとよばれてきた方法論であり、社会福祉協議会の参加も期待したい。が、もっとも肝要であるのは市区町村の福祉部局と住宅部局の協働であろう。日本社会福祉学会会員、特に学識者は居住困窮と居住支援の実態を把握しながら、ニュートラルな立場から各主体をつなぐことができるのではないか。各地域での居住支援ネットワークの発展への協力をお願いしたい。